

競争に参加する資格の審査申請

=== 平成29・30・31年度の登録をご希望の皆様へ ===

平成29・30・31年度の競争に参加を希望される方は、資格審査の定期受付及び随時受付を実施いたしますので、以下を参考のうえ申請の手続きを行ってください。

・建設、測量・建設コンサルタント等の競争参加資格について

厚生労働省の「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の競争参加資格をもって、当機構有資格者とします。

機構では建設、測量・建設コンサルタント等に関する競争参加資格の受付は致しません。

・物品の製造・販売・役務の提供等の競争参加資格について

物品製造等に係る競争参加資格は、国の統一資格（全省庁統一資格）をもって、当機構の有資格者とします。

全省庁統一資格を有しない方で、**機構のみの競争参加資格を希望される場合は**、機構に申請願います。全省庁統一資格審査に準じた審査を独自に実施します。申請要件及び手続きは以下のとおりです。

1 競争参加資格の申請を行える者

競争参加資格の申請を行える者は、次の（１）から（４）に該当しない者です。

（１）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）次のアからカのいずれかに該当する者でその事実があった後２年を経過しない者

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 上記アからオのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（３）独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程第２条に規定する反社会的勢力に該当する者

（４）一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事

項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

2 受付及び資格有効期間

定期受付について

受付期間：平成29年1月11日～平成29年2月28日

資格有効期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日

随時受付について

受付期間：平成29年3月1日～次回の定期受付開始日の前日

資格有効期間：資格を付与された日～平成32年3月31日

3 申請書提出先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

総務部会計第一課調度係

4 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等作成要領及び申請書用紙の入手方法

当機構ホームページ／調達情報／競争参加資格申請のご案内／に掲載してあります。

申請書をダウンロードして下さい。

5 提出書類について

【物品製造等】

| | |
|-------|----------------------|
| | 申請書用紙（第3号書式 様式1～様式2） |
| | 営業経歴書（会社案内のパンフレット等） |
| 法人の場合 | 登記簿謄本（コピー可） |
| 個人の場合 | 身元証明書（コピー可） |
| | 財務諸表類 |
| | 納税証明書（コピー可） |

6 提出方法について

申請者は、申請書及び一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等作成要領に記載した申請書及び添付書類をフラットファイルに綴じてご提出下さい。

(フラットファイル記載例)

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 物品製造等 | 物品製造等 |
| 〇 〇 〇 〇 〇 株式会社 | 〇〇〇〇〇株式会社 |

A4 版フラットファイルを使用して下さい。色は何色でも可。

フラットファイルの表紙・背表紙に「物品製造等、会社名」記載して下さい。

◎ 申請には、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の送付先を記載し、切手を貼付した返信用の封筒を添付ください。

(返信用封筒記載例)

| | |
|------|------|
| 切手 | 郵便番号 |
| | 会 住 |
| | 社 所 |
| 担当者名 | 名 |

切手を必ず貼付して下さい。

宛先は、会社名、担当者名を記載して下さい。

封筒サイズは、必ず長3封筒を利用して下さい。

- 7 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の交付
審査の結果、有資格者と認めた者に郵送にて通知いたします。
- 8 申請した事項の変更について
申請した事項について変更が生じた場合は、競争契約参加資格審査申請書変更届を届け

出てください。

！！申請時の注意！！

- ・ 審査申請については、申請受付処理から結果通知書の発送までお時間がかかります。あらかじめ御承知置きください。
- ・ 審査による資格の有効期間は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。